

送付状

平成26年6月24日

「建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し（案）」に関する パブリックコメントについて

平素は、国土交通行政への格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記につきまして、別紙のとおり6月20日から7月22日までの間
でパブリックコメントを行っておりますので、お知らせいたします。
お問い合わせは下記担当者までお願い申し上げます。
なお、パブリックコメントとしてのご意見は意見提出様式にご記入の上、ホ
ームページまたは郵送して頂きますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 松原
TEL：03-5253-8111（内24733）
FAX：03-5253-1553

「建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し（案）」
に関する意見募集について

平成26年6月20日
国土交通省

建設業許可事務ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱等を定めているもので、ガイドラインに示されている建設工事の内容、例示等については、建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態等に鑑み、これまでも見直しを行ってきたところです。

前回の見直し以降、新たな施工実態や取引実態等が建設業者団体等を通じて確認されたことから、平成26年1月21日に取りまとめられた「～当面講ずべき施策のとりまとめ～」（中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会）を踏まえ、ガイドラインの見直し（案）を作成しました。

つきましては、別添のガイドラインの見直し（案）について広く国民の皆様のご意見を募集いたしますので、ご意見がございましたら、下記の要領にしたがって提出してください。お寄せいただいたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、最終的な内容の決定を行う際の参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集対象

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】の見直し（案）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省土地・建設産業局建設業課において資料を配付いたします。

3. 意見募集期間

平成26年6月20日（金）から平成26年7月22日（火）まで（必着）

4. 意見の提出方法・提出先

別紙意見提出様式にならい、氏名（法人又は団体の場合は名称）、職業（法人又は団体の場合は業種）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、郵送、FAX又は電子メール（テキスト形式）により、日本語にてご意見を提出してください。

【ご意見の提出先】

宛 先：国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

FAX：03-5253-1553

電子メールアドレス：reiji-kangaekata@mlit.go.jp

5. 留意事項

※ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。

※いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

※いただいたご意見の内容については、氏名（法人又は団体の場合は名称）とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください（公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の提出時にその旨をお書き添えください。）

※ご意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

※いただいた住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のみのために利用させていただきます。

6. 参考

平成26年1月21日に開催した基本問題小委員会については、以下のURLをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_kihonmondai.html